

船舶事故調査報告書

平成28年2月4日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年8月20日 15時30分ごろ
発生場所	阪神港尼崎西宮芦屋区の甲子園浜沖 <small>おおぜきしほとういまづ</small> 大関酒造今津灯台から真方位159°830m付近 （概位 北緯34°42.8′ 東経135°21.0′）
事故の概要	水上オートバイMiyabi Express <small>ミヤビ エクスプレス</small> は、南西進中、また、水上オートバイFX140 <small>エフエックス</small> は、北西進中、両船が衝突した。 Miyabi Express は、船長及び知人1人が負傷し、左舷中央部に亀裂が生じ、また、FX140は、右舷船首部に亀裂を生じた。
事故調査の経過	平成26年8月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 水上オートバイ Miyabi Express、0.2トン 260-46011大阪、個人所有 2.93m (Lr) × 1.16m × 0.44m、FRP ガソリン機関、144.15kW、平成20年8月 B 水上オートバイ FX140、0.2トン 250-48903兵庫、株式会社トーカン 2.89m (Lr) × 1.10m × 0.46m、FRP ガソリン機関、95.60kW、平成14年6月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 33歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成25年8月19日 免許証交付日 平成25年8月19日 （平成30年8月18日まで有効） 同乗者A ₁ 女性 5歳 B 船長B 男性 32歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成26年8月14日 免許証交付日 平成26年8月14日 （平成31年8月13日まで有効）
死傷者等	A 重傷 2人（船長A及び同乗者A ₁ ）

	B なし
損傷	A 左舷中央部にペイント剝離を伴う亀裂 B 右舷船首部にペイント剝離を伴う亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>A 船は、船長 A が 1 人で乗り組み、知人（以下「同乗者」という。） 2 人のうち、同乗者 A₁ を後部座席に、同乗者 A₂ を前部座席にそれぞれ乗せ、兵庫県西宮市兵庫県立甲子園浜海浜公園の沖地区の砂浜（以下「本件砂浜」という。）を発進し、本件砂浜沖で遊走した。</p> <p>船長 A は、約 10 分間遊走を行った後、本件砂浜に戻ることにし、周囲を見た後、約 30 km/h の速力で南西進中、平成 26 年 8 月 20 日 15 時 30 分ごろ、A 船の左舷中央部と B 船の右舷船首部とが衝突した。</p> <p>船長 A、同乗者 A₁ 及び同乗者 A₂ は、衝突の衝撃で海上に投げ出された。</p> <p>B 船は、船長 B が 1 人で乗り組み、本件砂浜沖を北西進中、B 船と A 船とが衝突した。</p> <p>船長 A、同乗者 A₁ 及び同乗者 A₂ は、B 船及び救助に駆けつけた他の水上オートバイにより本件砂浜に運ばれた。</p> <p>A 船所有者は、A 船を保管しているマリナーに救助を依頼した。</p> <p>船長 A 及び同乗者 A₁ は、B 船及びマリナー所有の水上オートバイによりマリナーの棧橋に運ばれた後、救急車で病院に搬送され、船長 A は骨盤骨折、同乗者 A₁ は、左脛骨骨折等とそれぞれ診断された。</p> <p>（付図 1 事故発生経過概略図 参照）</p>
その他の事項	<p>船長 A は、知人等約 15 人で本件砂浜に来ており、本事故当日 09 時ごろから本件砂浜沖で遊んでいた。</p> <p>船長 A は、小型船舶操縦士の免許取得後、水上オートバイを操縦するのが本事故当日が初めてであり、A 船を 1 人で操縦する前に A 船所有者と共に練習を行った。</p> <p>船長 A は、本事故当時、本件砂浜沖に他の水上オートバイはあまり多くなく、ウィンドサーフィンが多く出ており、その動きが気になっており、B 船には気付いていなかった。</p> <p>船長 A は、本事故前に何組か連続で乗せて遊走していたので、少し疲れを感じており、休憩したいという気持ちがあった。</p> <p>船長 A、同乗者 A₁、同乗者 A₂ 及び船長 B は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	
乗組員等の関与	A あり、B 不明
船体・機関等の関与	A なし、B 不明
気象・海象等の関与	A なし、B 不明

<p>判明した事項の解析</p>	<p>A船は、本件砂浜沖を南西進中、船長Aが、接近する他船はいないものと思ひ、ウィンドサーフィンの動きが気になり、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、左舷方から接近するB船に気付かず航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、船長Bから情報が得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本件砂浜沖において、A船が南西進中、B船が北西進中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

